

2026 年 4 月 1 日

一般財団法人 日本国土開発未来研究財団
2026 年 4 月入学者対象（2025 年度募集）
奨 学 生 募 集 要 項

日本国土開発未来研究財団は「もっと豊かな社会づくり」に貢献する人材育成を目指して、2026 年度入学者を対象に、当財団奨学生を下記の通り募集致します。

1. 応募資格

以下のいずれの各項にも該当する者

- (1) 2026 年 4 月に日本国内の下記のいずれかの学校（通信教育課程及び夜間部を除く）に入学する者（科目等履修生、研究生、外国人留学生は除く）
 - ・ 高等学校
 - ・ 高等専門学校
 - ・ 高等専門学校専攻科
 - ・ 大学（4 年制）
- (2) 2026 年 4 月 1 日現在、下記の年齢以下である者
 - ・ 高等学校/高等専門学校：16 歳
 - ・ 大学（4 年制）/高等専門学校専攻科：20 歳
- (3) 理学、工学、農学の分野を専攻する者
- (4) 人物、学業ともに優秀で、経済的な理由により就学が困難であると認められる者

2. 募集人員、給付額、給付期間・方法

奨学金は原則として返済の義務のない「給付型奨学金」となります。

学校種別	給付額(月額)	募集人員（予定）	給付期間
高等学校	20,000 円	合計約 15 名	2026 年 4 月から在学する 学校の正規の最短修業年限
高等専門学校	25,000 円		
高等専門学校専攻科	30,000 円		
大学（4 年制）	30,000 円		

年 4 回、3 か月分をまとめて給付します。（給付日が金融機関等の休業日の場合は翌営業日）

対象月	給付期日
4 ～ 6 月分	6 月 2 5 日
7 ～ 9 月分	9 月 2 5 日
1 0 ～ 1 2 月分	1 2 月 2 5 日
1 ～ 3 月分	3 月 2 5 日

3. 他の奨学金等との併用可否

併用可：①すべての貸与型奨学金
②公的機関の給付型奨学金
③在籍学校の授業減免制度

併用不可：①民間企業及び団体の給付型奨学金
②在籍学校の給付型奨学金

4. 申請期間

2026 年 4 月 1 日（水）～2026 年 5 月 15 日（金）当日消印有効

5. 応募方法

6 に記載の提出書類をそろえて、当財団まで郵送にて送付してください。
学校単位または個人のいずれでも構いません。

6. 提出書類

提出書類名	備考／注意
1 奨学金給与申請書(1/2)	本財団所定様式（注 1）
2 奨学金給与申請書(2/2)	本財団所定様式・推薦書兼用（注 1）
3 誓約書	自署のこと
4 在学証明書(原本)	2026 年 4 月に在籍する学校の証明書
5 成績証明書(原本)	・高校生・高専生：中学校生徒指導要録抄本の写し （在籍校長の原本証明があるもの）（注 2） ・高専専攻科生：高専本科卒業時の成績証明書 ・大学生：高等学校卒業時の成績証明書 ・高等学校卒業程度認定試験合格者：合格成績証明書
6 所得・課税証明書又は非課税証明書(原本)	申請者と生計を一にする家族（就学者を除く）の令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの所得に基づき市区町村が発行した、収入及び所得控除の金額の記載のある証明書
7 住民票の写し(原本)	申請者と生計を一にする家族全員分の住民票の写し。続柄記載あり。本籍・マイナンバーの記載なしのもの。外国籍の場合は在留資格記載のもの。発行日から 3 ヶ月以内

（注 1） 様式は当財団ホームページからダウンロードできます。

申請書作成の手引きをご一読ください。

（注 2） 出身中学校発行の中学 3 年次の最終成績証明書でも構いません。なお、成績表のコピーは不可。

※上記のほか、当財団が必要と認める場合には追加の書類の提出をお願いする場合があります。

※書類不備の場合は選考いたしません。

※申請書類は黒のボールペンで記入して下さい。鉛筆、消せるボールペン等は不可。

※兄弟姉妹が同時に申請する場合は 6、7 については各家庭 1 通で構いません。審査の誤りを防ぐため、応募される全員の名前を別紙添付してください。

※申請に使用された書類は当財団奨学生選考のためのみに使用し、使用後は当財団にて適切に処理致します。また申請書類は返却いたしません。

7. 提出先及び問い合わせ先

・申請書類提出

〒105-8467 東京都港区虎ノ門 4 丁目 3-13 ヒューリック神谷町ビル 5 階
一般財団法人 日本国土開発未来研究財団 事務局

・問い合わせ

電話：03-6316-3798（平日午前 9 時から午後 5 時まで）

※書類到着に関する問い合わせには対応致しかねます。レターパック等の追跡サービスをご利用下さい。

8. 選考方法及び結果通知

提出された書類にて、当財団理事会において選考を行います。採否は 6 月中旬に、高等学校生および高等専門学校生は学校を通じて、大学生は本人へ通知します。なお、採否の理由については開示いたしません。

9. 採用者の手続き

採用された奨学生に対し、奨学金給付決定通知他書類一式を送付しますので、振込先情報等を記入の上、指定する期日までに返送してください。期日を過ぎた場合は採用を取り消すことがあります。

10. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

- (1) 奨学生は毎年度末の学業成績表、在学証明書及び生活状況報告書を所定の期日までに本財団宛に提出しなければならない。
- (2) 次の各号の一つに該当する場合は、本財団へ直ちに届け出なければならない。
 - ①進級できなかったとき
 - ②休学又は復学したとき
 - ③停学その他の処分を受けたとき
 - ④退学したとき

⑤転籍したとき

⑥本人の氏名、住所、振込口座情報等、奨学金給付の継続にあたって必要となる事項に変更があったとき

11. 奨学金の資格喪失

次の各号の一つに該当した場合は、本財団の奨学生としての資格を失います。

①進級できなかったとき

②休学したとき（傷病による場合を除く）

③停学となったとき

④学業成績又は品行が著しく不良であるとき

⑤学籍を失ったとき

⑥夜間、通信制等へ転籍したとき

⑦学生より給付辞退の申し出があったとき

⑧刑罰法令に違反して起訴されたとき

⑨反社会勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき

⑩前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

12. その他

- ・当財団の奨学金給付は、高校、高専、大学卒業後の進路等に一切の制約を課すものではありません。
- ・申請にあたっては、当財団ホームページに掲載の奨学金規程をご一読ください。

以上